

# 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第24条の規定に基づき役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

## (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 委員会等の委員
- (3) その他会長が必要と認めた者

## (報酬)

第3条 法人の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 榛東村の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

## (諸謝金)

第4条 法人の委員のうち、心配ごと相談所相談員については、謝金として年額3,000円を支給する。

## (費用弁償)

第5条 法人の役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出張旅費については、法人事務局職員の旅費に関する規程を準用する。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

## (報酬等の支給)

第6条 報酬等の支給は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程（平成22年12月6日施行、平成22年4月1日適用）は廃止する。

別 表

理事・会長	日 額	2, 5 0 0 円
理事・副会長	日 額	2, 5 0 0 円
理事	日 額	2, 0 0 0 円
監事	日 額	2, 0 0 0 円